

第26回まつだ桜まつり出店者遵守事項

1 桜まつり開催期日

令和7年2月8日(土)から3月9日(日)

2 出店に当たっての遵守事項

- ①出店場所・スペースについては、主催者の決めた場所で営業し、主催者の指示に従うこと。
- ②出店の際にはこちらから発行する出店許可証を店舗の確認出来る場所に掲示すること。
- ③のぼり旗等の設置・維持管理・撤去・野良猫対策等及び風対策は出店者が行うこと。
- ④食物残飯等はポリ容器で衛生的に処理できるものを各自備え、毎日持ち帰り、会場内の清掃は出店者が毎日行うこと。
- ⑤出店関係者の管理は、自ラ行い、事故ある時も主催者は賠償補償等いたしません。
- ⑥出店者が公園内駐車場を利用する場合、原則1店1台とし、主催者が指定する場所に駐車し、駐車料金1,000円/日(税込)を支払うものとする。
- ⑦出店テントへの車両の乗り入れは、通常7時30分から8時30分までとする。夕方は16時45分から、17時45分までとする。(雨、雪、混雑時等の場合はこの限りではない。)
また、夕方来園者が多いときは、16時45分に遅らせる場合がある。
- ⑧販売品の生産者等の表示について行うこと。
- ⑨火気・電気の点検を行うこと。
- ⑩出店の際、燃料にガス(ボンベ)、ガソリン(タンク)、ストーブ(火気)等をご使用になる場合はそれぞれに1本、4型以上の消火器を各自で必ずご持参ください。